

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会
入会及び退会手続き規則

(目的)

第1条 この規則は、定款に関する細則（以下、「細則」という。）第27条の規定に基づき、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下、「この法人」という。）の会員の入会及び退会の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

- 第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人または団体に対しては、細則第7条または同第9条に定める入会申込書の提出を求めるものとする。
- 2 定款第7条に規定する会員の入会の可否は以下の基準により決定する。
 - (1) 細則第7条または同第9条に定める入会申込書を提出していること
 - (2) 過去にこの法人の会員であった者が、除名または資格の喪失後2年以上経過していること
 - (3) 入会申込書の内容から、会員としてこの法人の活動を推進し、発展に寄与するに相応しいと認められる個人または団体であること
 - (4) その他、この法人の会員として相応しくない行いが無いこと
 - 3 名誉会員については、予め本人の意向を確認の上、理事会において推薦を決定し、本人に通知する。
 - 4 正会員及び賛助会員の入会については、第2項の基準を満たしている場合は、理事会は入会の承認について常務理事会に委ねる。
 - 5 会長は入会の可否について、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。
- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(退会事由及び手続)

- 第4条 会員は、定款第9条により任意に退会した場合、定款第10条により除名された場合及び定款第11条により会員の資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 2 前各号により会員名簿の登録を抹消した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。
 - 3 前各号により抹消された会員番号は、以後、欠番とする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員名簿の登録を抹消された者が再入会を希望する場合には、

改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対する入会の可否及び通知は、第2条に定めるところによる。
- 3 再入会を認められた会員の会員番号は、第4条第3項により欠番となった番号とする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成25年3月12日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年11月24日から施行する。